

**調布市障害者の多様な意思疎通に  
関する条例（案）  
条文解説**

令和6年9月

調布市

## (前文)

人と人との意思疎通を図り、相互に思いや考えを伝え、理解を深め合うことは、全ての人に保障されるべき基本的な権利です。

しかしながら、現状では障害者にとってその権利への理解や保障は十分であるとはいえません。

一人一人様々である障害の特性に応じて、障害者が意思疎通のための手段を自ら選択できる機会を確保し、又は適切な意思疎通における配慮、支援等を受けることで、円滑なコミュニケーションを図ることができます。

私たちは、障害の特性に応じた多様な意思疎通のための手段、配慮、支援等が、社会において広く理解され、障害者の意思疎通を図る権利が保障されるとともに、障害の有無にかかわらず誰もが相互に豊かなコミュニケーションでつながることができる共生社会の充実を目指し、この条例を制定します。

### <解説>

- (1段落目)「意思疎通」と「コミュニケーション」は本条例においては同義として使用しています。前文以外では「意思疎通」で統一していますが、前文においてはわかりやすさを重視し、一部で「コミュニケーション」を使用しています。
- (2段落目) 1段落目とあわせて、障害者の意思疎通における権利保障が十分でないという現状認識を述べています。
- (3段落目) 本条例においては、「意思疎通のための手段、配慮、支援等」が繰り返し出てきます。それぞれに意図する内容は次のとおりです。
  - ・手段 … 第2条に掲げるような意思疎通に使用する「もの」や「方法」を意味します。広義には「言語(手話を含む)」も意思疎通手段の一つです。
  - ・配慮 … 「手段」以外に、相手の障害特性に応じて「わかりやすい言葉を使用する」「一つずつ、ゆっくり話す」などの意思疎通上の配慮を意味します。専門的な知識等が少ない一般市民等でもある程度容易に提供できるものをいいます。
  - ・支援 … 主に福祉に関わる支援者、専門職等が、相手の障害特性に応じて質問の仕方を工夫したり、相手の意図を汲み取ったりすること等をいいます。「配慮」とも重なりますが、一定の専門性をもって提供するものを指しているところが異なります。その内容は障害特性に応じて様々であり、障害者一人ひとりにおいて意思疎通のあり方は多様であることを強調する意味から、条例名称に「多様な」の語句を入れています。
- (4段落目) 本条例の制定は、障害者基本法の理念に掲げられる「共生社会」の充実に資するものとして位置づけています。

## (目的)

**第1条** この条例は、障害の特性に応じた多様な意思疎通のための手段、配慮、支援等に対する理解の促進及び普及に関する基本理念を定めるとともに、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにし、市の施策を総合的に推進するための基本的な事項を定めることにより、障害者が安心して生活することができる共生社会の充実に寄与することを目的とする。

## <解説>

- 本条例の構成（第3条から第7条）と対応するとともに、共生社会の充実に寄与することを目指すものとして位置づけています。

## (定義)

**第2条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 障害者 身体障害、知的障害、精神障害、発達障害、高次脳機能障害、失語症その他の心身の機能の障害又は難病等の疾病（以下「障害」という。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- (2) 意思疎通手段 言語（音声言語及び手話その他の形態の非音声言語をいう。）による意思疎通を補助し、又は代替するものであって、手話通訳、要約筆記及び筆談等の文字表記、代筆・代読、点字、音声、触手話、指文字、指点字、絵図等の視覚的表現、平易な表現、身振り、情報通信技術を用いた機器又はソフトウェアその他の障害者の円滑な意思疎通に資する手段をいう。
- (3) 意思疎通支援者 意思疎通手段又は障害の特性に応じた専門的な配慮、支援等により障害者の円滑な意思疎通を支援する者をいう。
- (4) 市民 市内に在住し、若しくは在勤し、又は市内の学校に在学する者その他市内で活動する者をいう。
- (5) 事業者 市内で事業活動を行うものをいう。

## <解説>

- （第1号）通常（「障害者基本法」等）は「身体、知的、精神」の3障害として区分され、発達障害及び高次脳機能障害は「精神障害」に、「失語症」は「身体障害」に含まれますが、意思疎通における特性が異なることや、高次脳機能障害、失語症等、名称そのものがまだ社会に十分認知されていない実情等を踏まえ、本条例では、敢えて個別に明示して列記することとしています。
- （第2号）障害特性に応じた意思疎通の「手段」を例示列挙しています。広義には言語（日本語等の音声言語、手話言語）も「意思疎通手段」に含まれますが、本条例における定義では、言語以外の障害者の意思疎通を補助、代替する手段として位置づけています。
  - ・手話通訳 … 「手話」そのものも「言語」として広義には「意思疎通手段」に含まれますが、手話については「言語」としての独自性等に鑑み「調布市手話言語条例」に位置づけていることから、本条例においては、手話言語と音声言語（日本語）との通訳を行う手話通訳のみを位置づけています。
  - ・要約筆記及び筆談等の文字表記 … 主に音声を聞き取れない聴覚障害者に対して文字にすることによって伝えることのほか、発達障害、高次脳機能障害等その他の障害においても、音声よりも文字で示すことによって伝わりやすい場合があります。
  - ・代読・代筆 … 視覚障害者に対して、書いてある文字を読み上げて聞かせたり、本人に代わって書いたりすることです。
  - ・点字 … 視覚障害者が使用する日本語等の音を縦3点・横2点の6点からなる表音文字で表現したものです。指で触ることにより読みます。

- ・音声 … 視覚障害者に対して、掲示や文字表記だけでなく音声による案内、説明の実施や機器・機能の設置を行うことです。
- ・触手話 … 視覚障害、聴覚障害が重複する人（盲ろう者）が手話の形を手で触って読み取る方法です。
- ・指文字 … 50音を指の形で表現したものです。手話にない単語を表現するときや、盲ろう者が触って読み取ることで使用します。
- ・指点字 … 盲ろう者に対して、指を点字タイプライターの6つのキーに見立てて、左右の人差し指から薬指までの6指に直接打つ方法です。
- ・絵図等の視覚的表現 … 言葉だけでは伝わりづらい知的、精神、発達障害等の人に対し、絵や図を用いてより伝わりやすくするものです。
- ・平易な表現 … 知的障害者等に対して、難しい言葉を使わず簡単な言葉でコミュニケーションをとるものです。
- ・身振り … 知的障害者等に対して、体の動き（ジェスチャー）でコミュニケーションをとるものです。
- ・情報通信技術を用いた機器又はソフトウェア … 全身性障害者が指先や視線の動きで文字入力を行う意思伝達装置、パソコンやスマートフォンアプリの読み上げ機能などの、意思疎通に使用する情報通信技術（ICT）機器・ソフトウェアです。

○（第3号）意思疎通の手段、配慮、支援等を用いて専門性により障害者の意思疎通を支援する者をいいます。第7条の規定からの必要性で位置づけており、「専門性」の有無により一般の市民はここでは含まれません。

○「市民」については、市に住民票がある人だけではなく、調布のまちで活動する人全てを指します。「その他市内で活動する者」とは、「在住」「在勤」だけでなく、ボランティア、その他の市民活動等を市内で行っている方などを含みます。

### (基本理念)

**第3条** 障害の特性に応じた多様な意思疎通のための手段，配慮，支援等に対する理解の促進及び普及は，次の各号に掲げる基本理念の下に行われなければならない。

- (1) 障害の特性に応じた多様な意思疎通のための手段，配慮，支援等は，障害の有無にかかわらず相互に人格及び個性を尊重し合うことのできる共生社会の充実のために，障害者と意思疎通支援者との間だけでなく，社会において広く理解されることが必要であること。
- (2) 障害の特性に応じた意思疎通手段の選択の機会が確保されることは，障害者の基本的な権利として最大限尊重される必要があること。
- (3) 障害者の社会参加のためには，生活のあらゆる場面で障害の特性に応じた意思疎通手段を利用することができる環境の整備が必要であること。
- (4) 障害者の円滑な意思疎通のためには，障害の特性に応じた適切な情報の取得及び利用への支援が必要であること。

### <解説>

- 前文で述べた本条例制定にあたっての考え方を，条文として整理した内容となっています。
- (第4号) 円滑な意思疎通の前提として，本人に適切な情報が保障されていることが必要であることから，本内容を位置づけています。

### **（市の責務）**

**第4条** 市は、基本理念にのっとり、国、東京都、市民、事業者その他関係団体と連携を図り、障害者が円滑に意思疎通をすることができる環境を整備するために必要な施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

#### **<解説>**

○ 本条例の目指す社会を実現するための市の責務を規定しています。市単独の取組だけでは達成できない、又は不十分な分野においては、国、東京都、市民、事業者その他関係団体とも連携することを定めています。

例えば、意思疎通支援者の養成において、より専門性の高い要約筆記者は、主に都道府県で養成を行う（派遣事業は市でも実施）こととして現在は役割が整理されています。

### **（市民の役割）**

**第5条** 市民は、基本理念に対する理解を深めるとともに、市の施策に協力し、共生社会の充実に寄与するよう努めるものとする。

### **（事業者の役割）**

**第6条** 事業者は、基本理念に対する理解を深め、市の施策に協力するとともに、障害者が円滑な意思疎通を図ることができる暮らしやすい環境を整備し、共生社会の充実に寄与するよう努めるものとする。

#### **<解説>**

○ 本条例は、市民や事業者に新たな義務を負わせるものではないため、市の「責務」とは言葉を分けて「役割」としています。障害者が安心して生活できるようになるためには、市や事業者の理解、協力も不可欠であることから条文を設けており、市もそれらが得られるよう普及啓発や連携に努めます。

## (施策の推進)

第7条 市は、次の各号に掲げる施策の推進に努めるものとする。

- (1) 障害の特性に応じた多様な意思疎通のための手段、配慮、支援等に対する理解の促進及び普及のための啓発活動を行うこと。
  - (2) 障害者とその特性に応じて必要な意思疎通手段を選択し、及び利用しやすい環境を整備すること。
  - (3) 関係機関と連携し、障害の特性に応じた多様な意思疎通手段による支援を行う者を養成し、及び確保するとともに、処遇の改善に資する取組を行うこと。
  - (4) 意思疎通支援者が行う障害の特性に応じた意思疎通における適切な配慮、支援等に係る専門性の向上に資する取組を行うこと。
  - (5) 災害その他の非常事態において、障害者とその特性に応じた意思疎通手段を利用し、又は適切な配慮、支援等を受け、必要な情報を迅速かつ的確に取得し、円滑に意思疎通を図ることができるよう、関係機関と連携して、必要な取組を行うこと。
  - (6) 障害者とその特性に応じた意思疎通手段を利用し、又は適切な配慮、支援等を受けることにより、市政に関する情報を取得し、及びその意見を表明することができるよう、必要な取組を行うこと。
  - (7) 前各号に掲げるもののほか、障害者が安心して日常生活及び社会生活を営むために必要な分野において、円滑な意思疎通を図ることができるよう、必要な取組を行うこと。
- 2 市は、前項各号に掲げる施策を推進するに当たり、障害者その他の関係者の意見を聴くよう努めるものとする。

### <解説>

- 第7条第1項各号は、基本理念等を受けて実際に市が取り組む分野、施策について定めています。
- (第1号) 条例に関する広報(パンフレット、動画等)、各種イベントにおける普及啓発活動等を行うものです。
- (第2号、第3号) 市で実施する意思疎通手段を行う者の養成、派遣事業の充実を図るものです。失語症向け意思疎通支援者や代筆・代読専門の支援者については、現在は市で養成や派遣を実施していない分野での取組の充実も含まれます。
- (第4号) 「意思疎通手段」だけでなく、専門職としての障害特性への知識、理解や支援技術の向上等を図るものです。
- (第5号) 災害時等の情報取得が障害者にとって大きな不安であり、課題です。必要に応じた支援者の配置や、様々な手段による情報提供体制の充実を図るものです。

○（第6号）市の情報提供，広報等における障害者への配慮を行うものです。広報誌のテキストデータや音声での配布，講演会等における要約筆記者の配置，動画配信における字幕，発行物における「わかりやすい版」（内容を平易な言葉で記載したもの）の作成等を含みます。

また，言葉で自分の考えや意見を表現したり，書いたりすることが苦手な人もいます。そのような場合に，障害特性に応じた手段，配慮，支援等を通じて本人が「意見を表明」できることも必要として位置づけています。

○（第7号）前各号に掲げた分野以外にも，医療，介護，保健，福祉，交通，電気通信，放送，文化芸術，スポーツ，レクリエーション等の分野で障害者が円滑に意思疎通できる権利は同様に尊重される必要があることを規定しています。

○（第2項）当事者団体との意見交換や，市の計画策定等において当事者等が参加することを指します。「その他の関係者」は，市民や事業者等を含みます。

### **(財政上の措置)**

**第8条** 市は、障害の特性に応じた多様な意思疎通のための手段、配慮、支援等に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

#### **<解説>**

- 本条例において定める内容の実現のために必要な事業等に係る予算措置について定めます。

### **(委任)**

**第9条** この条例の施行について必要な事項は、別に定める。

#### **<解説>**

- 本条例は障害者の意思疎通に関する施策における市の基本的な理念や方向性を示すものですが、その内容を具体的に実現していくためには、様々な事業を一つ一つ積み上げていくことが必要です。ここでの「別に定める」とは、そのようなそれぞれの事業実施に係る規定となります。
- 本条例では、施行規則の制定は予定していません。

### **附 則**

この条例は、公布の日から施行する。